

子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが、健やかで心豊かに成長するために心身の健康を保つことは、保護者や大人たちの願いである。

子どもの歯や口腔の健康な状態を保持すること、発育期において適切な歯科矯正を受けられることは、顔の骨格や身体の健康を良好な状態にするだけでなく、精神的安定や生活習慣の改善にも効果があるといえる。

また、咀嚼や口腔機能を維持回復させることは、QOL（生活の質）の向上につながり、医療費の抑制にも寄与することが「8020運動」等によって実証されている。

これまでに、歯科矯正治療に係る療養の給付の対象は、その範囲の拡大や見直しがおこなわれてきており、現在は53の疾患が保険適用とされている状況である。しかし、特定の疾患に該当しない場合が多く、保険適用外の治療のため、その費用の負担が高額なことから診察にとどまり治療に踏み切れないケースも少なくない状況である。

子どもの歯並びについては、平成6年から学校検診の必要治療項目に入れられ、その中で、勧告を受けても経済的に困窮しているひとり親世帯や低所得世帯においては、保険適用に該当しない場合、必要な治療が受けられず矯正治療を断念している場合もあるのが現状である。

こうした現状をふまえ、子育て支援の観点からも、子どもたちの適正な歯科矯正治療を可能にするため、国において以下の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1、子どもの歯科矯正における保険適用の拡充および必要な周知をおこなうこと
- 1、歯科矯正に対する保険適用基準の見直しの検討および実施

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和3年9月24日

山梨県上野原市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

文部科学大臣